令和7年度 徳島県看護職員キャリアアップ支援事業 (認定看護師等育成支援事業) 実施要領 (案)

※この実施要領は令和7年度(案)であり、補助率、基準額等について、今後変更することがあります。

1 目 的

医療の高度化・専門化が進行する中、県民に安全で質の高い看護サービスを提供すること が求められている。

そこで、病院等 (注1) が「専門看護師 (注2)」の認定試験及び登録に要する経費、「認定看護師 (注3)」養成研修へ職員を派遣するために必要となる経費、並びに専門看護師・認定看護師が県民や他の施設の看護職等を対象とした講習会を実施するために必要となる経費を補助することにより、看護サービス及び看護体制の充実と看護の質の向上を図ることを目的とする。

- (注1)病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第2項 に規定する病院等をいう。(以下、「病院等」という。)
- (注2) 専門看護師とは、公益社団法人日本看護協会が公益社団法人日本看護協会専門看護師規程により認定した資格を有する者をいう。(以下、「専門看護師」という。)
- (注3) 認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会が公益社団法人日本看護協会認定看護師規程により認定した資格を有する者及び一般社団法人日本精神科看護協会精神科認定看護師制度設置規

則により認定した資格を有する者をいう。(以下、「認定看護師」という。)

2 事業の実施主体

事業の実施主体は、病院等の医療機関とする。

3 事業概要

補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 病院等が、所属看護職員に対し、専門看護師の認定試験の受験及び登録をさせるための事業
- (2) 病院等が、所属看護職員に対し、認定看護師の資格を取得させることを目的に、当該職員を認定看護師教育課程に派遣し、修了させるために実施する事業
- (3) 病院等が、専門看護師又は認定看護師を講師とし、県民や他の施設の看護職等に対して行う講習会事業

4 補助金交付対象経費

<u> </u>	加奶亚人门内 多	外压 具		
	項目	対象経費	基準額	補助率
(1)	専門看護師	専門看護師の認定試験及び登録に要する経費	1人あたり上限 200 千円	定額
	認定登録支援	(審査料、認定審査受験のための旅費、認定料)		
(2)	認定看護師	認定看護師養成研修への派遣等に要する経費	A課程	
	育成支援	(受験料、入学金、授業料(受講料)、実習費、	1 人あたり上限 2,400 千円	1/2
		教材費、旅費、宿泊費、役務費、認定審査料、	B課程	
		代替看護職員の賃金・諸手当)	1人あたり上限3,600千円	
(3)	専門・認定看	専門又は認定看護師が講師となり、県民や他の	1回あたり上限 100 千円	定額
	護師による	施設の看護職等を対象とした講習会を実施する		
	講習会実施	ために必要となる経費(人件費、手当、旅費、需用		
	支援	費、役務費、使用料及び賃借料)		

※ 補助対象経費は、当該年度内に病院等が負担した経費に限る。

5 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

令和7年度 徳島県看護職員キャリアアップ支援事業 (看護師の特定行為研修受講支援事業) 実施要領 (案)

※この実施要領は令和7年度(案)であり、補助率、基準額等について、今後変更することがあります。

1 事業目的

団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会を迎える2025年が迫る中、さらなる在宅医療等の推進を図っていくため、特定行為に係る研修を修了した看護師を養成していく必要がある。

そこで、看護師の特定行為研修の受講を促進するため、研修受講等に必要な経費の補助を行う。

2 補助対象

- ・事業の実施主体は、病院等(※)とする。
- (※) 病院等とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号) 第2条第2項に規定する病院等をいう。(病院、診療所、訪問看護ステーション 等)

3 事業内容・対象経費等

○事業内容

看護師の特定行為に係る研修受講の促進を図るため、研修受講に係る経費の補助を行う。

○補助対象経費

受講料、実習費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、代替職員に必要な賃金・諸手当

○補助基準額

研修受講者1名あたり上限1,200千円

○補助率

1/2

※ 補助対象経費は、当該年度内に派遣元施設が負担した経費に限る。

4 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。